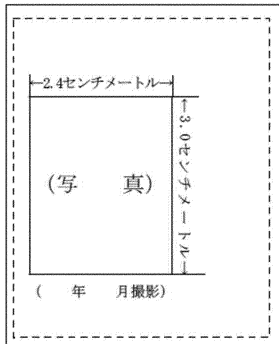
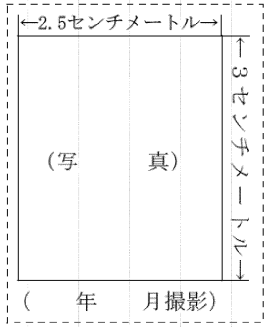
（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記第二号様式（第九条の二関係）  観光圏内限定旅行業務取扱管理者証 氏　名 （　年　月　日生） 所属営業所 上記の営業所に所属する観光圏内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。 （発行日）　年　月　日 観光圏内限定旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代　表　者　氏　名	別記第二号様式（第九条の二関係）  観光圏内限定旅行業務取扱管理者証 氏　名 （　年　月　日生） 所属営業所 上記の営業所に所属する観光圏内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。 （発行日）　年　月　日 観光圏内限定旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代　表　者　氏　名